目黒区景観計画

愛着が生まれる細やかな景観づくり

平成24年４月〔改定〕

目黒区

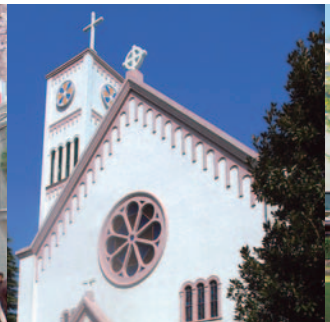

目黒区景観計画

愛着が生まれる細やかな景観づくり

目黒区景観計画の改定について

平成22年3月に目黒区景観計画を策定し、同年4月より運用を開始しているところです。

景観計画は、区全域を対象としていますが、とくに景観形成上重要な軸となる景観軸特定区域として、目黒川沿川、山手通り沿道及び目黒通り沿道を指定し、よりきめ細やかな景観形成基準を定めていくこととしています。

目黒川沿川や山手通り沿道は、すでに景観形成基準を定めているものの、目黒通り沿道については、広範囲でもあり多様な特性を併せ持つことから、沿道住民の方々のご意見を聴きながら景観形成基準を別途策定することとしていました。

これまで、地元懇談会などを通じて意見集約を行いながら、景観形成基準の策定に向けて取組んできたところです。また、都市計画審議会や景観審議会、景観アドバイザー会議でもご意見等を伺ってまいりました。

こうした経過を踏まえ、地域特性を生かした景観づくりなどに資するため、現行の目黒区景観計画に目黒通り沿道の景観形成基準を追加し、事前協議について景観アドバイザー会議に一元化する旨の内容で改定を行いました。

平成24年4月

目黒区都市整備部都市計画課

目黒区景観計画の策定にあたって

区内を歩いておりますと、愛情こめて育てられた草花が道行く人々の目を楽しませてくれる家並みや、地域で守られてきた歴史を伝える建造物、または、にぎわいの中にも気品を感じさせる商店街、そしてみどり豊かなお寺、神社や公園など、すばらしい景観がたくさんあることに気がつきます。

世論調査では、目黒区に「ずっと住んでいたい」「住み続けたい」といった定住意向は、毎年90％を超えております。また、住んでみたい街として人気も高く、優れた景観が目黒区のイメージを高めていると思います。

このような優れた景観の魅力をさらに高めるには、住宅地や商店街の街並みをより美しくすることで、目黒区の街全体が住む人に心地よく、また、訪れる人にも誇れる景観づくりを進めることが大切だと思っています。

区では、「みどり豊かで良好な住環境」を守り育てるため、「目黒住環境プロジェクト」として、平成19年11月に関係６条例を制定、あるいは改定するとともに、20年11月には、建築物の絶対高さ制限を、21年３月には、敷地面積の最低限度について定めました。このような取り組みにより、良好な景観を守り育てていくための下地作りができたと思います。

「目黒区住環境プロジェクト」の次なる取り組みとして、このたび景観法に基づく目黒区景観計画を策定しました。

本計画は、景観形成の方針や実際の景観誘導についての仕組みを定めるとともに、地域特性を活かした地域ごとの詳細な景観づくりを行う制度も盛り込んでいます。

区民と事業者と区が知恵を出し合い、協力して取り組みながら優れた景観づくりに取り組んでいきたいと考えています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました審議会委員の皆さまや、貴重なご意見をお寄せいただきました区民の皆さまをはじめ、関係各位に心から感謝申し上げるとともに、今後、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成22年4月

目黒区長　**青木英二**